

びわこ学院大学 学則

制定 平成 21 年 4 月 1 日
最終改訂 令和 7 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

(目的)

- 第 1 条 本学は、教育基本法に基づき、学校教育法の定める大学として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、幅広く高度な学識を身につけた有為な人材を育成し、もって社会の発展と学術・文化の向上に寄与することを目的とする。
- 2 教育福祉学部子ども学科は、子どもに関わる広範な知識・技術を教授研究し、教育、保育及び福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成を目的とする。
- 3 教育福祉学部スポーツ教育学科は、スポーツ教育に関わる広範な知識・技術を教授研究し、保健体育教育、特別支援教育及び地域スポーツ教育に関して高度な専門性を有する人材育成を目的とする。

(自己点検・評価及び認証評価)

- 第 2 条 本学の教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。
- 2 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第 40 条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。
- 3 第 1 項の自己点検及び評価の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(教育方法等の改善)

- 第 3 条 本学は、教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研究及び研修を実施するものとする。

- 2 前項の教育方法等の改善に関して必要な事項は、別に定める。

(情報の提供)

- 第 4 条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第 2 章 学部・学科の組織及び定員

(大学の名称・位置)

- 第 5 条 本学は、びわこ学院大学と称する。

- 第 5 条の 2 本学は、滋賀県東近江市布施町 29 番地に置く。

(学部及び学科)

- 第 6 条 本学に次の学部及び学科を置く。

教育福祉学部 子ども学科
スポーツ教育学科

(学生定員)

- 第 7 条 前条に規定する学部及び学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員 (第 3 年次)	収容定員
教育福祉学部	子ども学科	80 名	10 名	340 名
	スポーツ教育学科	40 名	5 名	170 名

第 3 章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

- 第 8 条 本学の修業年限は、4 年とする。

(在学年限)

- 第 9 条 学生は、8 年を超えて在学することができない。

- 2 編入学、転入学及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第 4 章 学年、学期及び休業日

(学年)

- 第 10 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

- 第 11 条 学年を次の 2 学期に分ける。

春学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

秋学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は必要に応じて各学期の開始日及び終了日を変えることができる。

(休業日)

第 12 条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 創立記念日 11 月 1 日
- (4) 春季休業日 3 月 21 日から 3 月 31 日まで
- (5) 夏季休業日 7 月 21 日から 9 月 10 日まで
- (6) 冬季休業日 12 月 21 日から翌年 1 月 10 日まで

2 前項の規定にかかわらず学長は必要に応じて休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

(授業期間)

第 13 条 授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、年間 35 週以上にわたることを原則とする。

第 5 章 入学及び編入学等

(入学の時期)

第 14 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第 15 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ所定の入学試験に合格した者に限る。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定試験に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

(入学の出願)

第 16 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、願い出なければならない。

2 提出の時期、方法及び提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第 17 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第 18 条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに宣誓書、保証人の保証書及び必要な書類を提出するとともに、所定の入学料及び授業料を納付しなければならない。

2 前項の入学手続きを完了した者に学長は入学を許可する。

3 前 2 項の規定は、編入学、転入学及び再入学についても適用する。

(保証人)

第 19 条 入学を許可された者は、保証人を定めなければならない。

2 保証人は、その学生の在学中、すべての件につき保護者と連帯して責任を負わねばならない。

3 保証人に、異動があった時又は死亡した時はただちに届け出なければならない。

(編入学及び転入学)

第 20 条 次の各号の一に該当する者で、本学へ編入学及び転入学を志望する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は大学に 1 年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第 90 条第 1 項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

2 前項のほか編入学及び転入学に関して必要な事項は、別に定める。

(転学科)

第 20 条の 2 本学に 1 年以上在学し、他の学科に転学科を希望する者は、学長の許可を得て転学科することができる。

2 前項のほか転学科に関して必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第 21 条 本学を中途退学した者で、退学した日の翌日から 2 年以内に再入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ再入学を許可することができる。

2 前項のほか再入学に関して必要な事項は、別に定める。

(編入学等の場合の取り扱い)

第 22 条 本学則第 20 条及び第 21 条の規定により入学を許可された者、第 20 条の 2 の規定により転学科を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第6章 休学、転学、留学及び退学

(休学)

第23条 疾病その他特別の事由により3月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第24条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、第9条に規定する在学年限には算入しない。

(復学)

第25条 休学期間中の者が、その事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第26条 他の大学に転学を志望する者は、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第27条 外国の大学で学修を志望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、外国の大学での在学期間1年に限り、本学における在学期間に含めることができる。

(退学)

第28条 疾病その他特別の事由により退学しようとする者は、保証人連署のうえ退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第29条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第9条に定める在学年限を超えた者

(2) 第24条第2項に規定する休学期間を超えて、なお修学できない者

(3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第30条 前条第3号の規定により除籍された者が、除籍となった日の翌日より2年以内に本学へ復籍を志望するときは、欠員のある場合に限り、相当年次に復籍を許可することができる。

第7章 教育課程及び履修方法等

(教育課程及び授業科目)

第31条 本学教育福祉学部子ども学科の教育課程は、各授業科目を教養教育科目及び専門教育科目に分け、それぞれ必修科目と選択科目に分けてこれを各年次に配当して編成し、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要と認めるときは別表第1に掲げるもののほか臨時に授業科目を開設することができる。

第31条の2 本学教育福祉学部スポーツ教育学科の教育課程は、各授業科目を大学入門、教養教育科目、健康・体育実技、留学生科目及び専門教育科目に分け、それぞれ必修科目と選択科目に分けてこれを各年次に配当して編成し、別表第1の2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要と認めるときは別表第1の2に掲げるもののほか臨時に授業科目を開設することができる。

(授業の方法)

第32条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

(単位の計算方法)

第33条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 授業を講義と実習など2以上の方法を併用して行う場合は、15時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第34条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。

(学習の評価)

第35条 学習の評価は、S・A・A・B・C・Dの5種の評語をもって表し、S・A・A・B・Cを合格とする。

2 前項の規定による学習の評価の評価基準は、別に定める。

(履修科目の登録制限)

第36条 学生は各学期初めに履修する授業科目を選定し、学長に届け出るものとする。

- 2 学生が年間又は学期毎に登録できる履修科目（単位数）には、上限を設ける。
 - 3 履修科目の登録制限に関して必要な事項は、別に定める。
（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）
- 第 37 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。
- 2 前項の規定により修得した単位については、60 単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位の単位数とみなすことができる。
 - 3 前 2 項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。この場合において、第 1 項に規定する協議は省略することができる。
（大学以外の教育施設等における学修）
- 第 38 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条の規定により修得したとみなした単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
（入学前の既修得単位の認定）
- 第 39 条 教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校の専門課程において修得した単位（科目履修生として修得した単位を含む。）を入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。
- 2 教育上有益と認めるときは、学生が入学前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
 - 3 前 2 項の規定により与えることができる単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 37 条及び前条の規定により修得したとみなした単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 8 章 免許状及び資格の取得

（免許状及び資格の課程）

第 40 条 免許状及び資格取得のために、教育職員養成課程、保育士養成課程、社会福祉主事任用資格課程、パラスポーツ指導員養成課程、公認スポーツ施設管理士課程、公認スポーツ指導者基礎資格課程及び准学校心理士資格課程を置く。

（教育職員免許状）

第 41 条 教育職員免許状の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則の規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

- 2 教育職員免許状の種類は、小学校教諭 1 種免許状、幼稚園教諭 1 種免許状、養護教諭 1 種免許状、中学校教諭 1 種免許状（保健体育）、高等学校教諭 1 種免許状（保健体育）及び特別支援学校教諭 1 種免許状とする。
- 3 前項の授業科目及び単位は別表第 2 のとおりとする。
- 4 教育職員免許状の取得に関して必要な事項は、別に定める。

（保育士資格）

第 42 条 保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則の規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得し、卒業要件を満たして卒業しなければならない。

- 2 前項の授業科目及び単位は別表第 3 のとおりとする。
- 3 保育士資格の取得に関して必要な事項は、別に定める。

（社会福祉主事任用資格）

第 43 条 社会福祉主事任用資格を得ようとする者は、社会福祉法第 19 条第 1 項第 1 号の規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得し、卒業要件を満たして卒業しなければならない。

- 2 前項の授業科目及び単位は別表第 4 または別表第 4（その 2）のとおりとする。
- 3 社会福祉主事任用資格の取得に関して必要な事項は、別に定める。

第 43 条の 2 削除

（パラスポーツ指導員）

第 43 条の 3 パラスポーツ指導員資格を得ようとする者は、日本パラスポーツ協会の定める規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得し、卒業要件を満たして卒業しなければならない。

- 2 前項の授業科目及び単位は別表第 7 のとおりとする。

（健康運動実践指導者）

第 43 条の 4 削除

（公認スポーツ施設管理士）

第 43 条の 5 公認スポーツ施設管理士資格を得ようとする者は、公益財団法人日本スポーツ施設協会の定める規定により、本学が開講する「スポーツ施設管理論」を受講し、単位を修得しなければならない。

（公認スポーツ指導者基礎資格）

第 43 条の 6 公認スポーツ指導者基礎資格を得ようとする者は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

- 2 前項の授業科目及び単位は別表第 9 のとおりとする。

（准学校心理士資格）

第 43 条の 7 准学校心理士資格を得ようとする者は、一般社団法人学校心理士認定運営機構の定める規定により、本学

- が定める授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 2 前項の授業科目及び単位は別表第 10 のとおりとする。

第 9 章 卒業及び学位

(卒業の要件)

第 44 条 本学に 4 年（第 20 条又は第 21 条の規定により入学した者にあつては第 22 条の規定により定められた年数）以上在学し、所定の授業科目を履修して 124 単位以上を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(学位)

第 45 条 前条の規定により、教育福祉学部子ども学科を卒業した者には、学士（子ども学）の学位を授与する。

2 前条の規定により、教育福祉学部スポーツ教育学科を卒業した者には、学士（スポーツ教育学）の学位を授与する。

第 10 章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用

(納付金)

第 46 条 入学検定料、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習費等の納付金は、別表第 5 のとおりとする。

2 修業年限を超えて在籍する者の授業料等については、別に定める。

(納付の方法)

第 47 条 授業料及び教育充実費は、年額の 2 分の 1 ずつを次の 2 期に分けて納付しなければならない。ただし、特別の事情がある者については、一括納入又は延納を認めることができる。

春学期（4 月 1 日から 9 月 30 日まで） 納 期 4 月中

秋学期（10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで） 納 期 10 月中

(復学等の場合の授業料等)

第 48 条 春学期又は秋学期の中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料等を復学又は入学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第 49 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納付しなければならない。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料等)

第 50 条 春学期又は秋学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第 51 条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料等を免除する。

2 前項にかかわらず、休学開始日が月の初日となる者については、当該月の授業料等は免除する。

(授業料等の免除及び徴収の猶予)

第 52 条 経済的理由によって授業料等の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 授業料等の免除及び徴収の猶予に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生、科目等履修生及び特別聴講学生等の授業料等)

第 53 条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生の入学検定料及び授業料等については、別に定める。

(納付した授業料等)

第 54 条 既納の入学検定料、入学金及び授業料等は返還しない。ただし、入学手続時における入学金以外の取り扱いについては、別に定める。

第 11 章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第 55 条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 56 条 本学の学生以外の者で、本学が開講する授業科目の一部を履修することを志願する者があるときは、教育に支障がない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 57 条 他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 58 条 外国人で本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第12章 賞 罰

(表彰)

第59条 学生として表彰に値する行為のあった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

- 2 表彰に関して必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第60条 本学の学則及び諸規程に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者については、教授会の議を経て、学長が懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

- 4 本条に規定するもののほか、懲戒に関して必要な事項は、別に定める。

第13章 教職員組織

(教職員組織)

第61条 本学に、学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

(事務局)

第62条 本学に事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び分掌は、別に定める。

(教授会)

第63条 本学の教育研究上の重要な事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 教授会に関して必要な事項は、別に定める。

第14章 教育研究施設

(図書館)

第64条 本学に図書館を置き、教職員及び学生の教育研究の向上に資する。

- 2 図書館に関して必要な事項は、別に定める。

第64条の2 削除

第15章 公開講座

(公開講座)

第65条 学生並びに社会人の教養を高め、地域文化の向上と発展に資するため、公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関して必要な事項は、別に定める。

第16章 学則の改廃

(学則の改廃)

第66条 この学則の改廃は、教授会の議を経て理事会が行う。

附 則

この学則は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日より施行する。

- 2 第31条、第41条3、第42条2の規定は、平成22年度以後の入学生について、適用するものとし、平成21年度入学生については、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日より施行する。

- 2 第31条、第41条の規定は、平成23年度以後の入学生について、適用するものとし、平成22年度以前入学生については、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日より施行する。

- 2 第6条、第7条、第31条の2、第41条、第42条、第43条、第43条の2及び第43条の3の規定は、平成26年度以後の入学生について、適用するものとし、平成25年度以前入学生については、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日より施行する。
2 第46条は、平成27年度以降の入学生について適用するものとし、平成26年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日より施行する。
2 第31条及び第41条の規定は平成28年度以降の入学生について適用するものとし、平成27年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日より施行する。
2 第31条、第41条、第42条、第43条、第43条の2及び第43条の3の規定は、平成30年度以後の入学生について、適用するものとし、平成29年度以前入学生については、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日より施行する。
2 第40条及び第43条の5の規定は、平成31年度以後の入学生について、適用するものとし、平成30年度以前入学生については、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日より施行する。
2 第43条の6の規定は、令和2年度以後の入学生について、適用するものとし、平成31年度以前入学生については、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日より施行する。
2 第40条及び第43条の2の規定は、令和3年度以後の入学生について適用するものとし、令和2年度以前入学生については、従前の例による。
3 43条の7の規定は、令和2年度以後の入学生について適用するものとし、平成31年度以前入学生については、従前の例による。

附 則 (令和3年12月別表1、別表2、別表3、別表8、別表10改正)

- 1 この学則は、令和4年4月1日より施行する。

附 則 (令和5年2月別表4、別表7、別表7(その2)改正)

- 1 この学則は、令和5年4月1日より施行する。
2 第43条の規定は、令和3年度以後の入学生について適用するものとし、令和2年度以前の入学生については、従前の例による。
3 第43条の3の規定は、令和5年度以後の入学生について適用するものとし、令和4年度以前の入学生については、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日より施行する。
2 第46条及び第47条の規定は、令和6年度以後の入学生について適用するものとし、令和5年度以前の入学生については、従前の例による。

附 則 (令和6年7月別表1、別表2、別表3、別表4改正)

- 1 この学則は、令和7年4月1日より施行する。
2 第40条及び第43条の3の規定は、令和7年度以後の入学生について適用するものとし、令和6年度以前の入学生については、従前の例による。

別表第1(その1)(第31条関係)

教 育 課 程 等 の 概 要											
(教育福祉学部子ども学科)											
科目 区分	授業科目の名称		配当 年次	単位数			授業形態			1単位当たりの 授業時間数	備考
				必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実験・実習		
教 養 科 目	① 大学 入 門	スタディ・スキルズⅠ	1春	2				○		15時間	
		スタディ・スキルズⅡ	1秋	2				○		15時間	
		キャリアデザインⅠ	2春	2				○		15時間	
		キャリアデザインⅡ	2秋	2				○		15時間	
	② 外国 語 科 目	基礎英語Ⅰ	1春	2			○			15時間	
		基礎英語Ⅱ	1秋	2			○			15時間	
		コミュニケーション英語Ⅰ	2春		2			○		30時間	
		コミュニケーション英語Ⅱ	2秋		2			○		30時間	
		コミュニケーション中国語Ⅰ	2春		2			○		30時間	
		コミュニケーション中国語Ⅱ	2秋		2			○		30時間	
		コミュニケーションポルトガル語Ⅰ	2春		2			○		30時間	
		コミュニケーションポルトガル語Ⅱ	2秋		2			○		30時間	
	③ 人文・ 社 会 ・ 自 然	【人文・ 社 会 】	日本国憲法	1春		2		○		15時間	
			基礎心理学	1春		2		○		15時間	
			近江の地域学	1秋		2		○		15時間	
			哲学	2春		2		○		15時間	
			情報倫理論	3春		2		○		15時間	
			地方自治概論	1春		2		○		15時間	
			くらしと経済	1春		2		○		15時間	
			メディア論	1秋		2		○		15時間	
			経営論	2秋		2		○		15時間	
			家族社会学	3春		2		○		15時間	
		【自然】	販売実務総論	3春		2		○		15時間	
			調査・統計入門	3秋		2		○		15時間	
			ボランティア論	3秋		2		○		15時間	
			物理学入門	1秋		2		○		15時間	
			自然科学入門	2春		2		○		15時間	
			滋賀の環境	2秋		2		○		15時間	
			生命と科学	3秋		2		○		15時間	
			データサイエンス入門	1秋		2		○		15時間	
			データサイエンス（応用）	2秋		2			○	15時間	
			情報処理演習Ⅰ	1春		1		○		30時間	
			情報処理演習Ⅱ	1秋		1		○		30時間	
	④ プ ロ ジ ェ ク ト 科 目	プロジェクト科目（特別支援）	1秋		2			○		15時間	
		プロジェクト科目（地域）	2秋		2			○		15時間	
		プロジェクト科目（心理・健康）	2春		2			○		15時間	
		プロジェクト科目（国際）	2春		2			○		15時間	
	⑤ 践 体 育 科 目 ・ 実	健康・運動の科学	1春		2		○			15時間	
		体育実技	1春		1				○	30時間	
		野外活動A	1春		1				○	30時間	
		野外活動B	1秋		1				○	30時間	
	⑥ 留 学 生	日本事情Ⅰ	1春		2		○			15時間	
		日本事情Ⅱ	1秋		2		○			15時間	
		実用日本語Ⅰ	1春		2			○		15時間	
		実用日本語Ⅱ	1秋		2			○		15時間	
専 門 科 目	⑦ 学 部 共 通 科 目	人権教育	1秋	2			○			15時間	
		教育福祉学	1秋	2			○			15時間	
		特別支援教育総論	1春	2			○			15時間	
		発達障害の理解と支援	2秋		2		○			15時間	
		障害児・者福祉論	2春		2		○			15時間	
		社会保障論	3春		2		○			15時間	
		教育ボランティア	1秋～2春		2				○	30時間	

科目 区分		授業科目の名称	配当 年次	単位数			授業形態			1単位当たりの 授業時間数	備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習		
専 門 科 目	⑧ 学 科 基 幹 科 目	子ども学総論	1春	2			○			15時間	
		子どもの心理	1秋	2			○			15時間	
		子ども教育学概論	1秋	2			○			15時間	
		子ども福祉学概論	1秋	2			○			15時間	
		幼児理解論	2春	2				○		15時間	
		子ども学基礎演習Ⅰ	1通	4				○		15時間	
		子ども学基礎演習Ⅱ	2通	4				○		15時間	
		子ども学総合演習	3通	4				○		15時間	
		子ども学卒業研究	4通	4				○		15時間	
	⑨ 初 等 教 育 科 目	教職入門	1春		2		○			15時間	
		教育行政・制度論	3秋		2		○			15時間	
		学級経営論	4春		2		○			15時間	
		教育心理学	1春		2		○			15時間	
		発達心理学	2秋		2			○		15時間	
		教育課程総論	2春		2		○			15時間	
		道德教育の指導法	3春		2		○			15時間	
		総合的な学習の時間の指導法	3秋		2		○			15時間	
		特別活動の指導法	2春		2		○			15時間	
		教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	1秋		2		○			15時間	
		生徒・進路指導論	2秋		2		○			15時間	
		教育相談の基礎	3春		2		○			15時間	
		子どもと読み書き	1春		2		○			15時間	
		教科教育法 国語	2秋		2		○			15時間	
		社会科学入門	1秋		2		○			15時間	
		教科教育法 社会	2秋		2		○			15時間	
		子どもと数	1春		2		○			15時間	
		教科教育法 算数	2秋		2		○			15時間	
		教科教育法 理科	3春		2		○			15時間	
		教科教育法 生活	3春		2		○			15時間	
		子どもと音楽Ⅰ	2春		1			○		30時間	
		子どもと音楽Ⅱ	2秋		1			○		30時間	
		子どもと音楽Ⅲ	3春		1			○		30時間	
		子どもと音楽Ⅳ	3秋		1			○		30時間	
		教科教育法 音楽	3春		2		○			15時間	
		子どもと図画工作Ⅰ	2春		2			○		15時間	
		子どもと図画工作Ⅱ	4春		2			○		15時間	
		教科教育法 図画工作	2秋		2		○			15時間	
		生活科学入門	1秋		2		○			15時間	
		教科教育法 家庭	3春		2		○			15時間	
		子どもと運動	2春		2			○		15時間	
		教科教育法 体育	2春		2		○			15時間	
		子どもと英語	2春		2		○			15時間	
		教科教育法 英語	2秋		2		○			15時間	
		実技能力育成（体育）A	3春		1				○	30時間	
		実技能力育成（体育）B	3秋		1				○	30時間	
		プログラミング入門	4春		2				○	15時間	
		教職実践演習（初等）	4秋		2				○	15時間	
		介護等体験（事前事後指導含む）	3通							○	
		初等教育実習Ⅰ（事前・事後指導を含む）	3通			5				○	30時間
		初等教育実習Ⅱ（事前・事後指導を含む）	3通			3				○	30時間

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			授業形態			1 単位当たりの 授業時間数	備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習		
専門 科目	⑩ 学校保健科目	生徒指導論（養護）	2秋	2		○			15時間	
	医学概論（予防医学を含む）	2春		2		○			15時間	
	衛生学・公衆衛生学	2秋		2		○			15時間	
	学校保健論	1秋		2		○			15時間	
	養護概説Ⅰ	2春		2		○			15時間	
	養護概説Ⅱ	2秋		2		○			15時間	
	健康相談論	3春		2		○			15時間	
	食育論（食品学を含む）	1秋		2		○			15時間	
	解剖生理学	2秋		2		○			15時間	
	微生物学	2秋		2		○			15時間	
	免疫・薬理学	3秋		2		○			15時間	
	精神保健学	2秋		2		○			15時間	
	基礎看護学	2春		4		○			15時間	
	救急医学論	3秋		2		○			15時間	
	看護技術演習Ⅰ	3春		1			○		30時間	
	看護技術演習Ⅱ	3秋		2			○		30時間	
	養護実習（事前・事後指導を含む）	3通		5				○	30時間	
	看護臨床実習指導	3秋		1			○		30時間	
	看護臨床実習	3秋		2				○	40時間	
	教職実践演習（養護）	4秋		2			○		15時間	
	⑪ 幼児教育科目	保育原理総論	2春	2		○			15時間	
	現代社会と福祉Ⅰ	1春		2		○			15時間	
	現代社会と福祉Ⅱ	1秋		2		○			15時間	
	社会福祉援助技術演習	3秋		2			○		30時間	
	養護原理総論	2春		2		○			15時間	
	子どもの保健	1秋		2		○			15時間	
	子どもの健康と安全	2春		1			○		30時間	
	子ども家庭支援の心理学	2秋		2		○			15時間	
	子どもの食事	3春		2			○		30時間	
	家族援助論	3春		2		○			15時間	
	保育計画論	3秋		2		○			15時間	
	幼児と健康	2秋		1			○		15時間	
	幼児と人間関係	2秋		1			○		15時間	
	幼児と環境	1秋		1			○		15時間	
	幼児と言葉	2春		1			○		15時間	
	幼児と身体表現	2秋		2			○		15時間	
	幼児と音楽表現	1秋		1			○		15時間	
	幼児と造形表現	1秋		1			○		15時間	
	保育指導法総論	3春		2			○		15時間	
	保育内容指導法健康	3春		2			○		15時間	
	保育内容指導法人間関係	3春		2			○		15時間	
	保育内容指導法環境	2春		2			○		15時間	
	保育内容指導法言葉	2秋		2			○		15時間	
	保育内容指導法表現Ⅰ	3春		2			○		15時間	
	保育内容指導法表現Ⅱ	4春		2			○		15時間	
	乳児保育概論	2秋		2		○			15時間	
	乳児保育演習	2秋		2			○		15時間	
	障害児保育演習	3春		2			○		15時間	
	養護内容演習	2秋		1			○		30時間	
	保育実践演習	4秋		2			○		15時間	
	保育実習指導Ⅰ	2秋～3春		2			○		30時間	
	保育実習Ⅰ（施設）	2秋～3春		2				○	40時間	
	保育実習Ⅰ（保育所）	3通		2				○	40時間	
	保育実習指導Ⅱ	4通		1			○		30時間	
	保育実習Ⅱ	4通		2				○	40時間	
	保育実習指導Ⅲ	4通		1			○		30時間	
	保育実習Ⅲ	4通		2				○	40時間	

科目 区分		授業科目の名称	配当 年次	単位数			授業形態			1 単位当たりの 授業時間数	備考					
				必	修	選	択	自	由			講	義	演	習	実験・実習
専 門 科 目	⑫ 総合 マ ネ ジ メ ン ト 科 目	危機管理教育論	1春			2				○				15時間		
		スポーツビックス	2春			2						○			15時間	
		ジェンダー論	2秋			2				○					15時間	
		国際比較論・国際演習	4春			2						○			15時間	
		公共政策論	3秋			2				○					15時間	
		リーダーシップ論	4春			2				○					15時間	
		起業論	2春			2				○					15時間	
		ビジネスマネジメント	2春			2				○					15時間	
		グローバルビジネス	3春			2				○					15時間	
		流通・マーケティング論	3秋			2				○					15時間	
		ビジネスキャリア論Ⅰ	2秋			2				○					15時間	
		ビジネスキャリア論Ⅱ	3春			2				○					15時間	
		インターンシップ	2秋～3春			2							○		30時間	
		ファイナンシャル実務Ⅰ	1秋			2				○					15時間	
		ファイナンシャル実務Ⅱ	1秋			2				○					15時間	
		ファイナンシャル実務Ⅲ	2春			2				○					15時間	
ソーシャルワーク論	2秋			2				○					15時間			
地域福祉論	3春			2				○					15時間			

【履修方法】

卒業要件は124単位とする

教養科目ー以下に従い28単位以上を修得

①大学入門より必修4科目(8単位)を修得

②外国語科目より(8単位)を修得

必修2科目(4単位)〔「基礎英語Ⅰ」(2単位)「基礎英語Ⅱ」(2単位)〕を修得

選択必修2科目(4単位)〔同系言語2科目(4単位)〕を修得

「コミュニケーション英語Ⅰ」(2単位)、「コミュニケーション英語Ⅱ」(2単位)、

「コミュニケーション中国語Ⅰ」(2単位)、「コミュニケーション中国語Ⅱ」(2単位)

「コミュニケーションポルトガル語Ⅰ」(2単位)、「コミュニケーションポルトガル語Ⅱ」(2単位)

同系2科目
4単位以上を修得

③人文・社会・自然、④プロジェクト科目、⑤体育・実践科目の合計12単位以上(【人文・社会】2単位以上、【自然】2単位以上)修得

専門科目ー以下に従い76単位以上を修得

⑦学部共通科目より 必修3科目(6単位)を修得、⑧学科基幹科目より 必修9科目(26単位)を修得した上で、

⑦学部共通科目、⑨初等教育科目、⑩学校保健科目、⑪幼児教育科目、⑫総合マネジメント科目の合計で44単位以上を修得

区分領域外科目-20単位を上限に卒業要件単位として認める

スポーツ教育学科の教養科目・専門科目の履修により修得した単位

「環びわ湖大学・地域コンソーシアム単位互換制度」により修得した単位(上限4単位)

※履修者制限のある科目の履修には、「資格・免許課程履修申請」手続きが必要となる。

別表第1(その2)(第31条関係)

教 育 課 程 等 の 概 要											
(教育福祉学部スポーツ教育学科)											
科目 区分	授業科目の名称		配当 年次	単位数			授業形態			1単位当たりの 授業時間数	備考
				必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実験・実習		
教 養 科 目	① 入 門 大 学	スタディ・スキルズ	1春	2				○		15時間	
		キャリアデザイン	2春	2				○		15時間	
	② 外 国 語 科 目	基礎英語Ⅰ	1春		2		○			15時間	
		基礎英語Ⅱ	1秋		2		○			15時間	
		コミュニケーション英語Ⅰ	2春	2				○		30時間	
		コミュニケーション英語Ⅱ	2秋		2			○		30時間	
		コミュニケーション中国語Ⅰ	2春		2			○		30時間	
		コミュニケーション中国語Ⅱ	2秋		2			○		30時間	
		コミュニケーションポルトガル語Ⅰ	2春		2			○		30時間	
		コミュニケーションポルトガル語Ⅱ	2秋		2			○		30時間	
	③ 人 文 ・ 社 会 ・ 自 然	【人文・社会】	日本国憲法	1春		2		○		15時間	
			基礎心理学	1春		2		○		15時間	
			近江の地域学	1秋		2		○		15時間	
			哲学	2春		2		○		15時間	
			情報倫理論	3春		2		○		15時間	
			地方自治概論	1春		2		○		15時間	
			くらしと経済	1春		2		○		15時間	
			メディア論	1秋		2		○		15時間	
			経営論	2秋		2		○		15時間	
			家族社会学	3春		2		○		15時間	
			販売実務総論	3春		2		○		15時間	
			調査・統計入門	3秋		2		○		15時間	
			ボランティア論	3秋		2		○		15時間	
		【自然】	物理学入門	1秋		2		○		15時間	
			自然科学入門	2春		2		○		15時間	
			滋賀の環境	2秋		2		○		15時間	
			生命と科学	3秋		2		○		15時間	
			データサイエンス入門	1秋		2		○		15時間	
			データサイエンス（応用）	2秋		2			○	15時間	
	④ ク リ ン グ 科 目	プロジェクト科目（特別支援）	1秋		2			○		15時間	
		プロジェクト科目（地域）	2秋		2			○		15時間	
		プロジェクト科目（心理・健康）	2春		2			○		15時間	
		プロジェクト科目（国際）	2春		2			○		15時間	
	⑤ 体 育 ・ 実 践 科 目	健康・運動の科学	1春		2		○			15時間	
		体育実技	1春		1				○	30時間	
		野外活動A	1春		1				○	30時間	
		野外活動B	1秋		1				○	30時間	
	⑥ 留 学 生	日本事情Ⅰ	1春		2		○			15時間	
		日本事情Ⅱ	1秋		2		○			15時間	
		実用日本語Ⅰ	1春		2			○		15時間	
		実用日本語Ⅱ	1秋		2			○		15時間	
専 門 科 目	⑦ 学 部 共 通 科 目	人権教育	1秋	2			○			15時間	
		教育福祉学	1秋	2			○			15時間	
		特別支援教育総論	1春	2			○			15時間	
		発達障害の理解と支援	2秋		2		○			15時間	
		障害児・者福祉論	2春		2		○			15時間	
		社会保障論	3春		2		○			15時間	
		教育ボランティア	1秋～2春		2				○	30時間	

科目 区分		授業科目の名称	配当 年次	単位数			授業形態			1単位当たりの 授業時間数	備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習			
専 門 科 目	⑧学 科 基 幹 科 目	スポーツ教育学	1春	2			○			15時間		
		教育学概論	1春	2			○			15時間		
		地域スポーツ論	2秋	2			○			15時間		
		スポーツ教育学基礎演習Ⅰ	1通	4				○		15時間		
		スポーツ教育学基礎演習Ⅱ	2通	4				○		15時間		
		総合演習	3通	4				○		15時間		
		卒業研究	4通	4				○		15時間		
	⑨ス ポ ー ツ 教 育 基 礎 科 目	スポーツ社会学	1春		2		○			15時間		
		スポーツマネジメント	2春		2		○			15時間		
		スポーツ心理学	1秋		2		○			15時間		
		スポーツ運動学	1春		2		○			15時間		
		スポーツ生理学	1秋		2		○			15時間		
		衛生学・公衆衛生学	2秋		2		○			15時間		
		学校保健論	3春		2		○			15時間		
		健康教育・管理学	2秋		1		○			15時間		
		救急処置法	2春		1		○			15時間		
		器械運動	1春		1				○	30時間		
		水泳・水中運動	1春		1				○	30時間		
		陸上競技	2春		1				○	30時間		
		ダンス	1秋		1				○	30時間		
		剣道	1秋		1				○	30時間		
		サッカー	1秋		1				○	30時間		
		バスケットボール	2秋		1				○	30時間		
		バレーボール	2春		1				○	30時間		
		卓球	2春		1				○	30時間		
	⑩ス ポ ー ツ 教 育 応 用 科 目	A・保 健 体 育 科 目	教職入門	1春		2		○			15時間	
			教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	1秋		2		○			15時間	
			教育心理学	1秋		2		○			15時間	
			教育課程総論	1秋		2		○			15時間	
			発達心理学	2春		2		○			15時間	
			特別活動の指導法	2春		2		○			15時間	
			生徒・進路指導論	2秋		2		○			15時間	
			道德教育の指導法	3春		2		○			15時間	
			教育相談の基礎	3春		2		○			15時間	
			教育行政・制度論	3秋		2		○			15時間	
			総合的な学習の時間の指導法	3秋		2		○			15時間	
			教職実践演習（中・高）	4秋		2			○		15時間	
			中等教科教育法 保健体育Ⅰ	2春		2			○		15時間	
			中等教科教育法 保健体育Ⅱ	2春		2			○		15時間	
			中等教科教育法 保健体育Ⅲ	2秋		2			○		15時間	
中等教科教育法 保健体育Ⅳ			2秋		2			○		15時間		
B・特 別 支 援 教 育 科 目		実技能力育成（体育）A	3春		1				○	30時間		
		実技能力育成（体育）B	3秋		1				○	30時間		
		介護等体験（事前事後指導含む）	3通						○			
		中等教育実習（事前・事後指導を含む）	3通		5				○	30時間		
		特別支援教育論	1秋		2		○			15時間		
		知的障害者の心理・生理・病理	2春		2		○			15時間		
		肢体不自由者の心理・生理・病理	2秋		2		○			15時間		
	病弱者の心理・生理・病理	3秋		2		○			15時間			
	知的障害アセスメント論	3春		2		○			15時間			
	知的障害者教育課程論	1秋		2		○			15時間			
	肢体不自由者教育課程論	2春		2		○			15時間			
	病弱者教育課程論	2秋		2		○			15時間			
	特別支援教育指導法	3秋		2		○			15時間			
	視覚障害者の心理・生理・病理	3春		2		○			15時間			
	聴覚障害者の心理・生理・病理	4春		1		○			15時間			
	視覚障害者教育課程論	3春		1		○			15時間			
	聴覚障害者教育課程論	4春		1		○			15時間			
	重複障害者教育総論	3春		1		○			15時間			
	特別支援教育実習（事前・事後指導を含む）	4通		3				○	30時間			

科目 区分	授業科目の名称			配当 年次	単位数			授業形態			1単位当たりの 授業時間数	備考
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習		
専 門 科 目	⑩ ス ポ ー ツ 教 育 応 用 科 目	C ・ ス ポ ー ツ マ ネ ジ メ ン ト 科 目	スポーツコーチング論	3春		2		○			15時間	
			スポーツトレーニング論	1秋		2		○			15時間	
			メンタルトレーニング論	2春		2		○			15時間	
			スポーツ医学概論A	2秋		2		○			15時間	
			スポーツ医学概論B	3春		2		○			15時間	
			スポーツバイオメカニクス	2秋		2		○			15時間	
			リハビリテーション論	4春		2		○			15時間	
			スポーツ栄養学	3秋		2		○			15時間	
			スポーツ施設管理論	3秋		2		○			15時間	
			フィットネスプログラミング	3春		2		○			15時間	
			障害者スポーツ論	3秋		2		○			15時間	
			スポーツトピックスA	2春		2			○		15時間	
			スポーツトピックスB	2秋		2			○		15時間	
			スポーツトピックスC	3春		2			○		15時間	
			スポーツトピックスD	3秋		2			○		15時間	
			スポーツトピックスE	4春		2			○		15時間	
			危機管理教育論	1春		2		○			15時間	
			ジェンダー論	2秋		2		○			15時間	
			国際比較論・国際演習	4春		2			○		15時間	
			公共政策論	3秋		2		○			15時間	
			リーダーシップ論	4春		2		○			15時間	
			起業論	2春		2		○			15時間	
			ビジネスキャリア論Ⅰ	2秋		2		○			15時間	
			ビジネスキャリア論Ⅱ	3春		2		○			15時間	
			インターンシップ	2秋～3春		2				○	30時間	
			ファイナンシャル実務Ⅰ	1秋		2		○			15時間	
			ファイナンシャル実務Ⅱ	1秋		2		○			15時間	
			ファイナンシャル実務Ⅲ	2春		2		○			15時間	

【履修方法】

卒業要件は124単位とする

教養科目ー以下に従い17単位以上を修得

- ①大学入門より必修2科目(4単位)を修得
- ②外国語科目より必修1科目「コミュニケーション英語Ⅰ」(2単位)を修得
- ③人文・社会・自然、④プロジェクト科目の合計8単位以上(【人文・社会】2単位以上、【自然】2単位以上)修得
- ⑤体育・実践科目より3科目(3単位)を修得

専門科目ー以下に従い83単位以上を修得

- ⑦学部共通科目より 必修3科目(6単位)を修得
 - ⑧学科基幹科目より 必修11科目(22単位)を修得
 - ⑨スポーツ教育基礎科目より15単位以上を修得
 - ⑩スポーツ教育応用科目より30単位以上を修得
- 上記(⑦～⑩)を修得した上で、さらに⑦学部共通科目、⑨スポーツ教育基礎科目、⑩スポーツ教育応用科目より10単位以上を修得

区分領域外科目-24単位を上限に卒業要件単位として認める

子ども学科の教養科目・専門科目の履修により修得した単位
「環びわ湖大学・地域コンソーシアム単位互換制度」により修得した単位(上限4単位)

※履修者制限のある科目の履修には、「資格・免許課程履修申請」手続きが必要となる。

別表第2(その1) (第41条関係)

教育職員免許状取得に関する授業科目(小学校一種)

令和4(2022)年度以降入学生適用

免許法施行規則に規定する科目名				単位数	本学開設授業科目	単位数	履修方法	備考		
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語(書写を含む。)		子どもと読み書き	2	必修			
			社会		社会科学入門	2				
			算数		子どもと数	2	必修			
			理科		生命と科学	2				
					物理学入門	2				
			生活		自然科学入門	2				
			音楽		子どもと音楽Ⅰ	1	必修			
					子どもと音楽Ⅱ	1	必修			
					子どもと音楽Ⅲ	1				
					子どもと音楽Ⅳ	1				
			図画工作		子どもと図画工作Ⅰ	2	必修			
					子どもと図画工作Ⅱ	2				
			家庭		生活科学入門	2				
					家族社会学	2				
		体育	子どもと運動	2	必修					
		外国語	子どもと英語	2	必修					
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	国語	教科教育法 国語	2	必修				
			社会	教科教育法 社会	2	必修				
			算数	教科教育法 算数	2	必修				
			理科	教科教育法 理科	2	必修				
			生活	教科教育法 生活	2	必修				
			音楽	教科教育法 音楽	2	必修				
			図画工作	教科教育法 図画工作	2	必修				
			家庭	教科教育法 家庭	2	必修				
			体育	教科教育法 体育	2	必修				
			外国語	教科教育法 英語	2	必修				
				30		48				
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	10	子ども教育学概論	2	必修			
		教職入門	2		必修	共				
		教育行政・制度論	2		必修	共				
		学級経営論	2							
		教育心理学	2		必修	共				
		発達心理学	2		必修	共				
		特別支援教育総論	2		必修	共				
		教育課程総論	2		必修	共				
		道徳教育の指導法	2		必修	共				
		総合的な学習の時間の指導法	2		必修	共				
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	特別活動の指導法	10	特別活動の指導法	2	必修	共			
		教育の方法及び技術		教育の方法及び技術(情報通信技術の活用を含む)	2	必修	共			
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法								
		生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論	2	必修	共			
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法								
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談の基礎	2	必修	共			
		第五欄		教育実践に関する科目	教育実習	5	初等教育実習Ⅰ(事前・事後指導を含む)	5	必修	
							初等教育実習Ⅱ(事前・事後指導を含む)	3		
学校体験活動										
教職実践演習										
				2	教職実践演習(初等)	2	必修			
				27		38				
第六欄	大学が独自に設定する科目			2	人権教育	2	必修			
				2		2				

※ 備考欄 共 は全学共通開設科目

履修上の注意

- ① 教員免許取得のためには、上記授業科目の他に、「コミュニケーション英語Ⅰ」「コミュニケーション中国語Ⅰ」「コミュニケーションポルトガル語Ⅰ」から2単位、「日本国憲法」「健康・運動の科学」「体育実技」「情報処理演習Ⅰ」「情報処理演習Ⅱ」の単位修得及び7日間の介護等体験が必要。
- ② 幼稚園教諭一種免許状と併せて取得しようとするものは、「初等教育実習Ⅰ(事前・事後指導を含む)」に加えて、「初等教育実習Ⅱ(事前・事後指導を含む)」を履修してください。

別表第2(その2) (第41条関係)

教育職員免許状取得に関する授業科目(幼稚園一種)

令和7(2025)年度以降入学生適用

免許法施行規則に規定する科目名				単位数	本学開設授業科目	単位数	履修方法	備考
第二欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康		幼児と健康	1	必修	
			人間関係		幼児と人間関係	1	必修	
			環境		幼児と環境	1	必修	
			言葉		幼児と言葉	1	必修	
			表現		幼児と身体表現	2	必修	
					幼児と造形表現	1	必修	
					幼児と音楽表現	1	必修	
					保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		保育指導法総論	2
				保育内容指導法健康	2	必修		
				保育内容指導法人間関係	2	必修		
				保育内容指導法環境	2	必修		
				保育内容指導法言葉	2	必修		
				保育内容指導法表現Ⅰ	2	必修		
				保育内容指導法表現Ⅱ	2			
				16	22			

第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	子ども教育学概論	2	必修	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職入門	2	必修	共
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育行政・制度論	2	必修	共
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	必修	共
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		発達心理学	2	必修	共
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		特別支援教育総論	2	必修	共
		教育課程総論		2	必修	共	
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	教育の方法及び技術(情報通信技術の活用を含む)	2	必修	共
		幼児理解の理論及び方法		幼児理解論	2	必修	
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		教育相談の基礎	2	必修	共
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	初等教育実習Ⅰ(事前・事後指導を含む)	5	必修	
		初等教育実習Ⅱ(事前・事後指導を含む)		3			
		学校体験活動					
		教職実践演習	2	教職実践演習(初等)	2	必修	
			21		30		

第六欄	大学が独自に設定する科目 ※	14	人権教育	2	必修	共
			子どもと音楽Ⅰ	1	必修	
			子どもと音楽Ⅱ	1	必修	
			子どもと音楽Ⅲ	1	必修	
			子どもと図画工作Ⅰ	2	必修	

※ 備考欄 共 は全学共通開設科目

履修上の注意

- ① 教員免許取得のためには、上記授業科目の他に、「コミュニケーション英語Ⅰ」・「コミュニケーション中国語Ⅰ」・「コミュニケーションポルトガル語Ⅰ」から2単位、「日本国憲法」「健康・運動の科学」「体育実技」「情報処理演習Ⅰ」「情報処理演習Ⅱ」の単位修得が必要。
 - ② 小学校教諭一種免許状と併せて取得しようとするものは、「初等教育実習Ⅰ(事前・事後指導を含む)」に加えて、「初等教育実習Ⅱ(事前・事後指導を含む)」を履修してください。
- ※ 「人権教育」および最低修得単位数を超えて修得した第二欄、第三欄、第四欄、第五欄の単位から、併せて14単位以上修得。

別表第2(その3) (第41条関係)

教育職員免許状取得に関する授業科目(養護教諭一種)

令和4(2022)年度以降入学生適用

免許法施行規則に規定する科目名			単位数	本学開設授業科目	単位数	履修方法	備考
第二欄	養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)	4	医学概論(予防医学を含む)	2	必修	
				衛生学・公衆衛生学	2	必修	
		学校保健	2	学校保健論	2	必修	
		養護概説	2	養護概説Ⅰ	2	必修	
				養護概説Ⅱ	2	必修	
		健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	健康相談論	2	必修	
		栄養学(食品学を含む。)	2	食育論(食品学を含む)	2	必修	
		解剖学・生理学	2	解剖生理学	2	必修	
		「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	微生物学	2	必修	
				免疫・薬理学	2	必修	
		精神保健	2	精神保健学	2	必修	
		看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	10	基礎看護学	4	必修	
				看護技術演習Ⅰ	1	必修	
	看護技術演習Ⅱ	2		必修			
	救急医学論	2		必修			
	看護臨床実習指導	1		必修			
		看護臨床実習	2	必修			
			28		34		
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	子ども教育学概論	2	必修	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職入門	2	必修	共
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育行政・制度論	2	必修	共
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	必修	共
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育総論	2	必修	共
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程総論	2	必修	共
		第四欄		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	道徳教育の指導法
	総合的な学習の時間の指導法		2		必修		共
	特別活動の指導法		2		必修		共
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の方法及び技術(情報通信技術の活用を含む)		2		必修		共
生徒指導の理論及び方法	生徒指導論(養護)		2		必修		
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談の基礎		2		必修		共
第五欄	教育実践に関する科目	養護実習	5	養護実習(事前事後指導を含む)	5	必修	
		学校体験活動					
		教職実践演習	2	教職実践演習(養護)	2	必修	
			21		31		
第六欄	大学が独自に設定する科目		7	人権教育	2	必修	共
※			7		2		

※ 備考欄 共 は全学共通開設科目

履修上の注意

① 教員免許取得のためには、上記授業科目の他に、「コミュニケーション英語Ⅰ」・「コミュニケーション中国語Ⅰ」・「コミュニケーションポルトガル語Ⅰ」から2単位、「日本国憲法」「健康・運動の科学」「体育実技」「情報処理演習Ⅰ」「情報処理演習Ⅱ」の単位修得が必要。

※ 「人権教育」および最低修得単位数を超えて修得した第二欄、第三欄、第四欄、第五欄の単位から、併せて7単位以上修得。

別表第2(その5) (第41条関係)

教育職員免許状取得に関する授業科目(中学校一種(保健体育))

令和7(2025)年度以降入学生適用

免許法施行規則に規定する科目名				単位	本学開設授業科目	単位 数	履修方法	備考
第二欄	教科及び 教科の指 導法に関 する科目	教科に 関する 専門的 事項	体育実技	器械運動	1	必修		
				陸上競技	1	必修		
				水泳・水中運動	1	必修		
				バレーボール	1	必修		
				卓球	1	必修		
				サッカー	1	必修		
				バスケットボール	1	必修		
				剣道	1	必修		
				ダンス	1	必修		
				スポーツ教育学	2	必修		
				スポーツ心理学	2			
				スポーツマネジメント	2			
				スポーツ社会学	2			
				スポーツ運動学	2	必修		
				スポーツ生理学	2	必修		
				スポーツバイオメカニクス	2			
				スポーツ医学概論A	2			
				スポーツ医学概論B	2			
				衛生学・公衆衛生学	2	必修		
			「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	2	必修		
				健康教育・管理学	1	必修		
				救急処置法	1	必修		
				各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	中等教科教育法 保健体育Ⅰ	2	必修	
					中等教科教育法 保健体育Ⅱ	2	必修	
					中等教科教育法 保健体育Ⅲ	2	必修	
					中等教科教育法 保健体育Ⅳ	2	必修	
				28	41			
第三欄	教育の基礎 的理解に 関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育学概論	2	必修			
			教職入門	2	必修		共	
			教育行政・制度論	2	必修		共	
			教育心理学	2	必修		共	
			発達心理学	2	必修		共	
			特別支援教育総論	2	必修		共	
			教育課程総論	2	必修		共	
第四欄	道徳、総合 的な学習 の時間等 の指導法 及び生徒 指導、教育 相談等に 関する科 目	道徳の理論及び指導法						
		総合的な学習の時間の指導法	2	必修		共		
		特別活動の指導法	2	必修		共		
		教育の方法及び技術	2	必修		共		
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	2	必修		共		
		生徒指導の理論及び方法	2	必修		共		
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	2	必修		共		
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2	必修		共		
第五欄	教育実践 に関する 科目	教育実習	5	必修				
		学校体験活動						
		教職実践演習	2	必修				
				27	33			
第六欄	大学が独自に設定する科目			4	人権教育	2		共
※				4		2		

※ 備考欄 共 は全学共通開設科目

履修上の注意

① 教員免許取得のためには、上記授業科目の他に、「コミュニケーション英語Ⅰ」・「コミュニケーション中国語Ⅰ」・「コミュニケーションポルトガル語Ⅰ」から2単位、「日本国憲法」「健康・運動の科学」「体育実技」「情報処理演習Ⅰ」「情報処理演習Ⅱ」の単位修得及び7日間の介護等体験が必要。

※ 「人権教育」および最低修得単位数を超えて修得した第二欄、第三欄、第四欄、第五欄、第六欄の単位から、併せて4単位以上修得。

別表第2(その6) (第41条関係)

教育職員免許状取得に関する授業科目(高等学校一種(保健体育))

令和7(2025)年度以降入学生適用

免許法施行規則に規定する科目名				単位	本学開設授業科目	単位数	履修方法	備考		
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	体育実技	器械運動	1	必修				
				陸上競技	1	必修				
				水泳・水中運動	1	必修				
				バレーボール	1	必修				
				卓球	1	必修				
				サッカー	1	必修				
				バスケットボール	1	必修				
				剣道	1	必修				
				ダンス	1	必修				
				スポーツ教育学	2	必修				
			「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	スポーツ心理学	2					
				スポーツマネジメント	2					
				スポーツ社会学	2					
				スポーツ運動学	2	必修				
				スポーツ生理学	2	必修				
				スポーツバイオメカニクス	2					
				スポーツ医学概論A	2					
				スポーツ医学概論B	2					
				衛生学・公衆衛生学	2	必修				
				衛生学・公衆衛生学	学校保健論	2	必修			
			健康教育・管理学		1	必修				
			救急処置法		1	必修				
			各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	中等教科教育法 保健体育Ⅰ	2					
				中等教科教育法 保健体育Ⅱ	2	必修				
				中等教科教育法 保健体育Ⅲ	2					
				中等教科教育法 保健体育Ⅳ	2	必修				
	2									
				24		41				
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育学概論	2	必修				
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教職入門	2	必修	共			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育行政・制度論	2	必修	共			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育心理学	2	必修	共			
			教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	発達心理学	2	必修	共			
				特別支援教育総論	2	必修	共			
				教育課程総論	2	必修	共			
			第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	2	必修	共
						特別活動の指導法	特別活動の指導法	2	必修	共
						教育の方法及び技術	教育の方法及び技術(情報通信技術の活用を含む)	2	必修	共
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒・進路指導論	2				必修	共			
生徒指導の理論及び方法	教育相談の基礎	2				必修	共			
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法										
第五欄	教育実践に関する科目		教育実習	中等教育実習(事前事後指導を含む)	5	必修				
			学校体験活動							
			教職実践演習	2	必修					
				23		31				
第六欄	大学が独自に設定する科目			12	人権教育	2	必修	共		
					道徳教育の指導法	2		共		
				※ 12		4				

※ 備考欄 共 は全学共通開設科目

履修上の注意

① 教員免許取得のためには、上記授業科目の他に、「コミュニケーション英語Ⅰ」・「コミュニケーション中国語Ⅰ」・「コミュニケーションポルトガル語Ⅰ」から2単位、「日本国憲法」「健康・運動の科学」「体育実技」「情報処理演習Ⅰ」「情報処理演習Ⅱ」の単位修得及び7日間の介護等体験が必要。

※ 「人権教育」および最低修得単位数を超えて修得した第二欄、第三欄、第四欄、第五欄、第六欄の単位から、併せて12単位以上修得。

別表別表第2(その7) (第41条関係)

教育職員免許状取得に関する授業科目(特別支援学校教諭一種)

令和7(2025)年度以降入学生適用

免許法施行規則に規定する科目名			単位数	本学開設授業科目	単位数	備考	
特別支援教育に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	特別支援教育論	2	必修	
	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	知的障害者の心理・生理・病理	2	必修	
				知的障害アセスメント論	2	必修	
				肢体不自由者の心理・生理・病理	2	必修	
				病弱者の心理・生理・病理	2	必修	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		知的障害者教育課程論	2	必修	
				特別支援教育指導法	2	必修	
				肢体不自由者教育課程論	2	必修	
				病弱者教育課程論	2	必修	
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	視覚障害者の心理・生理・病理	1	必修	
				聴覚障害者の心理・生理・病理	1	必修	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		視覚障害者教育課程論	1	必修	
				聴覚障害者教育課程論	1	必修	
		・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		発達障害の理解と支援	2	必修	
				重複障害者教育総論	1	必修	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	特別支援教育実習(事前・事後指導を含む)	3	必修	
	最低修得単位数		26		28		

別表第3(第42条関係)

保育士資格に係る授業科目

令和7(2025)年度以降入学生適用

◆必修科目

児童福祉法施行規則に定める規定科目			
系列	教科目	授業形態	単位数
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2
	教育原理	講義	2
	子ども家庭福祉	講義	2
	社会福祉	講義	2
	子ども家庭支援論	講義	2
	社会的養護Ⅰ	講義	2
保育の対象の理解に関する科目	保育者論	講義	2
	保育の心理学	講義	2
	子ども家庭支援の心理学	講義	2
	子どもの理解と援助	演習	1
	子どもの保健	講義	2
	子どもの食と栄養	演習	2
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2
	保育内容総論	演習	1
	保育内容演習	演習	5
	保育内容の理解と方法	演習	4
	乳児保育Ⅰ	講義	2
	乳児保育Ⅱ	演習	1
	子どもの健康と安全	演習	1
	障害児保育	演習	2
	社会的養護Ⅱ	演習	1
	子育て支援	演習	1
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4
	保育実習指導Ⅰ	演習	2
総合演習	保育実践演習	演習	2
必要単位数			51

本学における授業科目名			最低必要単位数
授業科目	単位数	履修方法	
保育原理総論	2	必修	2
子ども教育学概論	2	必修	2
子ども福祉学概論	2	必修	2
現代社会と福祉Ⅰ	2	必修	2
家族援助論	2	必修	2
養護原理総論	2	必修	2
教職入門	2	必修	2
教育心理学	2	必修	2
子ども家庭支援の心理学	2	必修	2
幼児理解論	2	必修	2
子どもの保健	2	必修	2
子どもの食事	2	必修	2
保育計画論	2	必修	2
保育指導法総論	2	必修	2
保育内容指導法健康	2	必修	2
保育内容指導法人間関係	2	必修	2
保育内容指導法環境	2	必修	2
保育内容指導法言葉	2	必修	2
保育内容指導法表現Ⅰ	2	必修	2
幼児と健康	1	必修	1
幼児と人間関係	1	必修	1
幼児と環境	1	必修	1
幼児と言葉	1	必修	1
幼児と身体表現	2	必修	2
幼児と音楽表現	1	必修	1
幼児と造形表現	1	必修	1
乳児保育概論	2	必修	2
乳児保育演習	2	必修	2
子どもの健康と安全	1	必修	1
障害児保育演習	2	必修	2
養護内容演習	1	必修	1
社会福祉援助技術演習	2	必修	2
保育実習Ⅰ(施設)	2	必修	2
保育実習Ⅰ(保育所)	2	必修	2
保育実習指導Ⅰ	2	必修	2
保育実践演習	2	必修	2
			64

◆選択必修科目

児童福祉法施行規則に定める規定科目			
保育の本質・目的に関する科目			
保育の対象の理解に関する科目			
保育の内容・方法に関する科目			
保育実習	保育実習Ⅱ	実習	2
	保育実習指導Ⅱ	演習	1
	保育実習Ⅲ	実習	2
	保育実習指導Ⅲ	演習	1
必要単位数			9

本学における授業科目名			最低必要 単位数
授業科目	単位数	備考	
現代社会と福祉Ⅱ	2		
障害児・者福祉論	2		
地域福祉論	2		
精神保健学	2		
発達心理学	2		
子どもの心理	2		
保育内容指導法表現Ⅱ	2		
教育相談の基礎	2		
子どもと音楽Ⅰ	1	必修	1
子どもと音楽Ⅱ	1	必修	1
子どもと音楽Ⅲ	1	必修	1
子どもと図画工作Ⅰ	2	必修	2
保育実習Ⅱ	2	} これら2つの 組み合わせ より1組 選択必修	3
保育実習指導Ⅱ	1		
保育実習Ⅲ	2		
保育実習指導Ⅲ	1		
	24		8

履修上の注意

- ・「保育実習Ⅱ」「保育実習指導Ⅱ」または「保育実習Ⅲ」「保育実習指導Ⅲ」のいずれか1組3単位修得
- ・教養科目「③人文・社会・自然(『情報処理演習Ⅰ』『情報処理演習Ⅱ』を除く)」から6単位以上、『コミュニケーション英語Ⅰ』『コミュニケーション 中国語Ⅰ』『コミュニケーションポルトガル語Ⅰ』から2単位、「健康・運動の科学」「体育実技」から3単位以上を修得

別表第4(第43条関係)

社会福祉主事任用資格に係る授業科目(子ども学科)

厚生労働省省令に定める社会福祉主事の資格に関する指定科目(分野)	左記に対応する授業科目	単位数
児童福祉論	子ども福祉学概論	2
保育原理	保育原理総論	2
社会福祉概論	現代社会と福祉Ⅰ	2
	現代社会と福祉Ⅱ	2
社会保障論	社会保障論	2
障害者福祉論	障害児・者福祉論	2
地域福祉論	地域福祉論	2

・上記より3科目以上(現代社会と福祉Ⅰ及びⅡは合わせて1科目とする)を修得し、本学を卒業することにより取得できる。

別表第4(その2)(第43条関係)

社会福祉主事任用資格に係る授業科目(スポーツ教育学科)

厚生労働省省令に定める社会福祉主事の資格に関する指定科目(分野)	左記に対応する授業科目	単位数
社会保障論	社会保障論	2
障害者福祉論	障害児・者福祉論	2
教育学	教育学概論	2
リハビリテーション論	リハビリテーション論	2

・上記より3科目以上を修得し、本学を卒業することにより取得できる。

別表第5(第46条関係)

区 分	区 分
入学検定料	30,000円
入 学 金	200,000円
授 業 料	年額 850,000円
教育充実費	年額 280,000円
実験実習費	別に定める

別表第6(第43条の2関係)

社会福祉士受験資格に係る授業科目

令和3(2021)年度入学生より廃止

別表第7(第43条の3関係)

パラスポーツ指導員(初級)資格に係る授業科目

令和7(2025)年度以降入学生適用

基準カリキュラム	左記に対応する授業科目	単位数	備考
スポーツのインテグリティと指導者に求められる資質(1.5時間)	ボランティア論	2	
	障害者スポーツ論	2	
障がい者スポーツの意義と理念(1.5時間)	障害者スポーツ論	2	
コミュニケーションスキルの基礎(1.5時間)	障害者スポーツ論	2	
障がいのある人との交流(1.5時間)	ボランティア論	2	
障がい者スポーツ推進の取り組み(1.5時間)	障害者スポーツ論	2	
障がい者スポーツに関する諸施策(1.5時間)	障害児・者福祉論	2	
	障害者スポーツ論	2	
安全管理(1.5時間)	スポーツ医学概論A	2	
各障がいの理解(6時間)	肢体不自由者の心理・生理・病理	2	
	知的障害者の心理・生理・病理	2	
	障害児・者福祉論	2	
各障がいのスポーツ指導上の留意点と工夫(3時間)	障害者スポーツ論	2	
全国障害者スポーツ大会の概要(1.5時間)	障害者スポーツ論	2	

別表第7(その2) (第43条の3関係)

パラスポーツ指導員(中級)資格に係る授業科目

令和7(2025)年度入学生より廃止

別表第8 (第43条の4関係)

健康運動実践指導者資格に係る授業科目

令和7(2025)年度入学生より廃止

別表第9

スポーツ指導者基礎資格(コーチングアシスタント)に係る授業科目

共通科目内容	対応する授業科目	単位数	備考
コーチングを理解しよう			
1. コーチングとは	スポーツコーチング論	2	
2. コーチに求められる役割	スポーツ社会学	2	
3. コーチに求められる知識とスキル	スポーツ心理学	2	
4. 対他者力を磨こう			
5. 対自己力を磨こう			
6. スポーツの意義と価値			
7. スポーツの価値を守るスポーツ権			
8. スポーツの自治ーガバナンスとコンプライアンスー			
9. 暴力・ハラスメントの根絶			
10. スポーツのインテグリティ			
11. スポーツ事故におけるスポーツ指導者の法的責任			
12. スポーツ仲裁			
13. スポーツ倫理			
14. 時代をリードするコーチング			
グッドコーチに求められる医・科学知識			
1. スポーツトレーニングの基本的な考え方と理論体系	スポーツトレーニング論	2	
2. 体力のトレーニング	スポーツ医学概論A	2	
3. スキルトレーニング	スポーツ栄養学	2	
4. 心のトレーニング	スポーツ心理学	2	再掲
5. スポーツと栄養	スポーツ生理学 I	2	
6. スポーツに関連する医学的知識			
7. アンチ・ドーピング			
現場・環境に応じたコーチング			
1. コーチング環境の特徴	スポーツコーチング論	2	再掲
2. ハイパフォーマンススポーツにおける今日的なコーチング	スポーツマネジメント	2	
3. スポーツ組織のマネジメント	障害者スポーツ論	2	
4. 障がい者スポーツ			

別表第10（第43条の7関係）

准学校心理士資格に係る授業科目（子ども学科）

令和4(2022)年度以降入学生適用

機構指定科目	左記に対応する授業科目	単位数
教育心理学	教育心理学	2
発達心理学	発達心理学	2
教育相談	教育相談の基礎	2

別表第10(その2)（第43条の7関係）

准学校心理士資格に係る授業科目（スポーツ教育学科）

令和4(2022)年度以降入学生適用

機構指定科目	左記に対応する授業科目	単位数
教育心理学	教育心理学	2
発達心理学	発達心理学	2
教育相談	教育相談の基礎	2